

# 会 報 <<第452号>>

次代を築くヒューマン・ネットワーク  
一般社団法人兵庫県建築会



令和5年8月1日

## 目 次

I 第512回月例会 . . . 2頁~5頁

「人を育てる体験活動」

(一財) 野外活動協会 (OAA) 理事長、前兵庫県教育委員

清水勲夫氏

II 特別寄稿 . . . 6頁~9頁

「令和5年度の兵庫県の住宅・建築関係主要施策」

兵庫県まちづくり部次長 松浦純氏

III お知らせ 行事予定 . . . 10頁

IV 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度 . . . 11頁



## I 第512回月例会

### 「人を育てる体験活動」

(一財) 野外活動協会 (OAA) 理事長、前兵庫県教育委員



清水勲夫氏

#### 【会長挨拶】



皆さん こんにちは。日頃は当会の事業に対しご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

本日は梅雨の晴れ間となり、皆さまにおかれましては、ご多用にもかかわらず第512回月例会にご参加をいただき誠に有難うございました。そして、本日は講師として清水勲夫先生をお迎えし、「人を育てる体験活動」についてご講演していただきます。大変興味深く楽しみにしています。

さて、新型コロナウイルス感染症も第5類に移行し早2か月が経ちました。マスク着用される方もかなり減ったように見受けられますが、兵庫県での感染者数は、定点当たり増加傾向と報告されています。まだまだ感染予防が必要と思われるので、油断せずお過ごし下さい。

そして、もうすぐ梅雨明けとなり、夏本番となります。野外活動を盛んに行う時期になりますが、最近の若い人はメンタル面で弱い方を見受けられます。デジタル時代の今こそ自然の中での体験やグループでの行動が青少年の育成に大変役立ち、その後の人生を豊かにするものと考えます。私も若いころはテントを担いで登山に夢中になった時期もありましたが、年齢と共に不健康な体と不健康な心となっています。本日、改めて勉強させて頂き、まずは、自分自身は、山歩きと仲間とのゴルフでの野外活動で心身を鍛え、夏を乗りきっていきたいと思えます。

それでは、清水先生ご講演を宜しくお願い致します。

#### 【講演内容】



#### ■OAA はなぜ生まれた？ 「野外活動」は目的ではなく、プログラム

私の郷里は富山で、新潟と両方で育ちました。大学の時に関西に来たわけです。大学2年の時に大阪万博がありました。

入学当時は学生運動で大学は封鎖、授業はありませんでした。そのためアルバイト以外の時は下宿で時間をもて余していました。

そのようなときに「あなたの知恵と情熱を私たち OAA 活動に活かしてください」と一通の葉書で勧誘されたわけです。生まれて初めての神戸、今の県民会館にある会場へ面接に行きました。ここでは既に財団法人として活動の最中でした。

この団体は昭和35年に活動をスタートし、昭和41年に財団法人になりました。発足時の理事長は金井元彦知事でした。

その頃は高度成長期、大量の若年労働者が地方から兵庫県、特に神戸・阪神間に集まりました。

そのため、労働力の量も必要だが当然、質もまた必要で、その定着育成が重要視されました。というのも当時、仕事や人間関係を苦にした離職も少なくなく、仕事や生活の色々なことに不満や不安を抱いている若者たちが多かったのです。

また当時、離職し転々として生活がスラム化し、最後は暴力団予備軍化、傷害事件を起こすといったことで、社会問題化していました。

よい仲間作りを進めることが、事業者にとって効果的な教育、人材育成に、行政にとっても勤

労青少年の健全育成は、社会基盤の安定に寄与すると捉え社会課題、行政課題としての取り組みでOAA活動はスタートしました。

そこで、なぜアウトドアなのかと言うことですが、それは座学でなく実際体験で、しかも楽しく、そしてコストがかかり過ぎないという魅力です。

キャンプやハイキングをよくやりました。手軽さもありましたが、何よりも参加のしやすさ、気軽さが魅力でした。当時は多様な活動が出来る環境や設備が無かったことも事実です。

当時の活動でよく先輩指導者から言われたのは、「一から十まで全部君たちがやったら駄目、彼らがやりそうになったら、直ぐに手を引け」ということ。とにかく色々なことを彼らに体験してもらい、自前で考えてやるのが一番楽しいと実感すること。仲間作りからグループ活動を体験、そのプロセスを学ぶことが大切で、野外活動にはその実際場面が多様にあるということでした。

しかし、コロナ禍の関係で状況は大きく変わってきています。例えば、2020年の大学生以下の子どもたちの自殺者数は過去最高でした。コロナの影響も大きかったとも思います。

学校の一斉休校などで学校や家庭の環境が変化し、不安や悩みが増大したことが大きな要因とされています。学校は行かなければならない場所ですが、行きたい場所でもあったのです。そのバランスが自前で取れていれば一応、大丈夫ということになります。

集団での行動もなくなり、さらに人を通した新しい情報も入手できず、学校の有用性が再確認できたのではないのでしょうか。また、大学や専門学校でも、医療や福祉分野では現場実習が十分出来ないという状況になってしまいました。



## ■「体験」がすぐにまた自動的に学び、となるわけではない、「過去は未確定」

レジュメに「過去は未確定」と書きました。体験から学ぶことはどういうことか、学びになるのは実はずっと後からです。経験はしたものの、本人がまだ意識できないだけなのです。

今現在、体験や経験していることも、まだ途中経過なのです。学びを実感し、時に戒めとするのはかなり後になってのことではないでしょうか。

人に言えない辛いことは誰にもありますし、トラウマになっている間は上手く言語化(表現)できないことが多く、事実を客観視できなければ、実は正しく認識できていないものなのです。

辛いこと不安なことを言語化し、他人に話せるということはそのことを乗り越えることにつながります。失敗もいつかエピソードに変わる様に。

「トム・ソーヤの冒険」などで有名なマーク・トウェインという作家がいます。彼は、ユーモアについてこう述べています。

「ユーモアが大好き。なぜユーモアが必要か。それは生きているからだ。生きることは大変。だから、ユーモアがいるんだ。あの世に行きたくない。あの世にはユーモアがないから。苦労がないならユーモアはいらない。大変な思いをして生きているからユーモアが必要なんだ」

私は体験活動で、大変なことこそ笑顔で集中し、さらに仲間と出来たら良いと思っています。

## 「勝ちにふしぎな勝ちあり、 負けにふしぎな負け無し」

これは野球の野村克也氏の言葉です。野球では棚ボタの勝ちありで、よくわからないが勝ってしまったというのがある。しかし、負けたときには必ず理由があり、負け試合からこそ学ばなければならないと言うことです。

野村さんは、とにかく負けるときは負ける理由があるから負けたのであり、「ついてなかった」ということ言わず、そこから練習の課題が見つかると思っています。辛い体験こそ生かすべきと。

## 「人は見えている世界ではなく、 受け止め方、考え方の世界で生きる」

人間関係は相手とどう関わるかの問題、と考えがちですが、実はそれをどう受け止め、向き合っているかで、相手より自分自身の扱い方であったりします。つまり自分自身の側の方に問題や課

題があったりするのが人間関係の問題となります。

著名な企業家が『成功するためには「能力」は必要。技術、知識、能力は要りますよ。プラス「努力」が要ります。そしてもう一つ、時には負けからも学ぶという「考え方」であり、受け止め方の柔軟性なのです』と話された。自己肯定感を含めて、もう少し工夫して頑張ってみようというのが、知らない間に新たなエネルギーに変わっていく、それが大切なのだと思います。

自己肯定感とは、次への行動を起こすための心のエネルギーになります。自分の受け止め方、自分はその場で頑張っていることが自覚できること。パーフェクトなことだけでなく、自分はまだグブアップしていない、まだ頑張れると考える。それが自分らしさの一部だと感じられたら、不安なことや少々駄目なことがあっても投げ出さなくて済む。それが大切です。



### ■「生きる力」とは、困難や失敗、挫折に耐え、それを乗り越える力

#### 「人に助けを求める、困難や苦労、チームワークもそれなりに楽しめる感覚もその成果」

生きる力とは、生きていく上で必要な身の回りのことを程よくこなす能力です。あまり賢く立派なことを考える必要はなく、ミスや失敗から学びそれを生かしていくことに中身があります。

人に助けを求めるという行為は立派です。知恵は借りればいんです。そして、過程で得た知恵やスキルは、今後の自分の強みになるわけです。人に助けを求め、困難や苦労、チームワークをそれなりに楽しめる感覚も「生きる力」への支えになります。今度は人を助け、何かの役に立つことが「嬉しい・楽しい」と思えたら最高です。

例えば、赤ちゃんは泣いて親を一時的に困らせますが、それは助けを求める行為でもあり、赤ちゃんにとって問題解決行動、つまり生きる力なのです。私たちにとって問題解決行動とは、助けを求め、問題を共有すること、人と協力し行動すること、必要な役割をこなすことなど、準備や段取り、さらにトレーニングが必要とされることがあることを了解しておくことも大切です。

### 「生きる力」はつまり問題解決能力・行動、言い換えるとリーダーシップともいえる

私は、リーダーシップというのは必ずしも人を束ねることや指導することだとは思いません。

それは問題解決行動です。だから一人でもやる、必要ならば仲間を作る、集める、動かす、一緒に行動する。つまり、問題解決の必要に応じて自分を動かす能力がリーダーシップなのだと思います。

そこで大事なことは、今何が問題なのかを正しく認識する能力です。問題に気づくこと、何が問題なのかをキャッチ出来ることです。優れた問題意識が優れたリーダーを育てます。それまでの体験と経験で培った社会観、人間観、時に歴史観が根底となることは言うまでもありません。

リーダーシップを仲間と分担することをチームワークと呼びます。そこでは問題意識の共有が大切です。信頼を得るには、良好な人間関係を汗して作っておかなければなりません。人を動かす、組織を動かすのは、権力ではなく信頼なのです。

それをどう培うのか体験的に学んでおく必要があります。大きなミスや停滞があっても、それをサポートする仲間や自分を見捨てない自己肯定感がきっと支えてくれます。





## 【質 疑】

(山本会長)

最近ではZ世代と言われる人たちが新入社員として入社まいります。当然我々も組織として教育をしていくわけですが、今まで通用してきた教え方がハラスメントだと言われることも想定され、非常に悩ましい問題だと思っています。

現代の若者の特徴、対処の仕方をお教えください。

(清水氏)

ハラスメントは受け止める側の判断です。とすれば我々の側にそのデリカシーが有るか無いかということが問われます。集団遊びをあまりやらなかった世代でもあり、皮膚感覚のふれあいに違和感、嫌悪感を持つことも稀ではないようです。

我々世代は長らくやって来たという古参意識を置いて、いい意味でナイーブに相手と向き合えるかということを考える必要があるように思います。

それと、一方通行の教育でなく、やり取りも含め互いに考え、話す機会、先輩も自分の経験、失敗談などを話す機会があることも大切なのではないでしょうか。

また、新人教育は、先輩教育でもあるということです。先輩たちが新人教育に携わることにより、自分のキャリアや職場の今後やあり方を真剣に考える機会になることも非常に重要だと思います。

しかし、最近ではマニュアルテキストや、ネット環境でオンライン化され、新人教育が機能化、効率化している傾向があるようにも思います。



## 【お礼 西谷副会長】

アウトドア関係の仕事ということで、何かうらやましいとも思いましたが、実は中身が深くて、非常に大きな使命があったのだということで、清水先生が携わってこられた野外活動協会の活動が奥深いものがあると思いました。

私はこの3月退職しましたので、一度リセットしたのだと思いますが、ご講演の中で述べられた「過去は未確定」のように、今までの過去はこれからの生き方によって変わってくるものだとして再認識いたしました。

また、自己肯定感をきちんと作るとか、コンプレックスの実体験から自分をきちんと作るステップのことなど、色々なご示唆をいただきました。まだ現役として働いておりますので、ご示唆頂いたことを今後活かしてまいりたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。



## Ⅱ 特別寄稿

### 『令和5年度の兵庫県の住宅・建築関係 主要施策』 兵庫県まちづくり部次長 松浦 純 氏

兵庫県建築会の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から本県の住宅・建築行政につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度の住宅・建築関係の主要施策の概要について、新規・拡充したものを中心に紹介します。なお、一部の市町では利用できない補助制度などがありますので、詳しくは県・市町にお問い合わせいただくか、HPを御覧ください。

本県では、「すべての人が自分らしく輝ける『住みたい』『訪れたい』ひょうご」を基本コンセプトとする「まちづくり基本方針」の普及啓発を図るとともに、「安全・安心」「魅力・挑戦」「持続・循環」の3つのテーマのもと、各種まちづくり施策を総合的に展開しています。

#### I 安全・安心

##### 1 防災・減災のまちづくり

###### (1) 建築物耐震化の推進

南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されている中、住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、「兵庫県耐震改修促進計画」（計画期間：H28～R7）に基づき、住宅・建築物の耐震改修を促進する施策を総合的に進めます。

###### ① 住宅の耐震化の推進

昭和56年5月以前に着工された旧耐震基準の民間住宅の耐震化を進めるため、市町が実施する「簡易耐震診断推進事業」（耐震診断員の派遣）、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（住宅の耐震改修や建替工事等への補助）及び「防災ベッド等設置助成事業」に対し支援を行います。令和5年度からは、計画策定と改修工事をセットで支援するメニューを追加しました。

###### ② 多数利用建築物等の耐震化の推進

耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物について、耐震診断結果等を公表するとともに、耐震改修の設計及び工事に対し支援を行いま

す。特に、避難所として利用されるホテル・旅館等については重点的に支援を行います。

中規模及び小規模多数利用建築物については、耐震診断に対し支援を行うとともに、中規模多数利用建築物のうち、避難所として利用されるホテル・旅館等について、耐震改修の設計及び工事に対し支援を行います。

###### ③ 建築物の土砂災害対策への支援

災害危険区域内の既存不適格住宅等の除却や移転のほか、土砂災害特別警戒区域内での除却や移転及び防護壁の整備等に対し支援を行います。

##### (2) 宅地防災の推進

国の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、県と市町が連携して大規模盛土造成地の有無を調査・公表し、安全性を確認する必要性が高い箇所については、順次、地下水位の変動予測調査等を実施しています。

さらに、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）の改正を受け、令和7年度までの規制区域の指定及び運用開始に向け、基礎調査を実施するとともに、隣接府県等との調整を行います。

#### 2 安心して暮らせる住まいづくり

##### (1) サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進

「兵庫県高齢者居住安定確保計画」（計画期間：R3～R12）に基づき、バリアフリー構造等の審査を実施し、サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進します。また、入居開始後において、実態把握のために定期報告を求めるほか、必要に応じて福祉部と連携して立入検査を行い、安心して入居できる環境整備に努めます。

##### (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

「兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」（計画期間：H31～R7）に基づき、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、登録住宅（要配慮者専用の住宅に限る）については、低額所得者の家賃低廉化等に対し支援を行います。また、県・市町・民間団体で構成する「ひょうご住まいづくり協議会」による、登録住宅の情報発信、居住支援を行う団体の育成、相談窓口の設置など住宅確保要配慮者の円滑入居等を図ります。

### (3) 三世同居対応改修工事推進事業の推進

家族の支え合いによる子育て環境を整備するため、三世同居のための改修工事に対し支援を行います。令和5年度からは、扶養親族の要件を小学生以下に緩和するなど、対象を拡充しました。

### 3 適切な県営住宅整備・管理の推進

#### (1) ひょうご県営住宅整備・管理計画の推進

県営住宅の運営方針・施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備・管理計画」（計画期間：R3～R12）に基づき、適切な整備・管理を推進します。

#### (2) 県営住宅の効果的・効率的な整備

計画的な建替による耐震・バリアフリー化を推進します。また、民間ノウハウの活用、投資の呼び込みにより、公的不動産を有効活用し、まちのにぎわい創出等を図るため、青木団地（神戸市東灘区）において県営住宅初のPFI手法による建替事業を実施します。



【明石長坂寺住宅 第2期(建替:R4.4 竣工)】

#### ■令和5年度建替予定団地

- ・洲本宇原住宅（洲本市）
- ・新多聞住宅 第2期（神戸市垂水区）
- ・明石大久保南住宅 第3期（明石市）
- ・小野神明住宅 第3期（小野市）

### (3) 社会の動向に対応した県営住宅管理の推進

#### ① 住宅に困窮する特定妊産婦や就職氷河期世代等への対応

県営住宅において、住宅に困窮する就職氷河期世代の若中年単身者等への入居支援や、特定妊産婦、DV被害者等のためのステップハウスを提供するほか、犯罪被害者や矯正施設退所者のための住まいを提供します。

また、子育て世帯に対する優先入居等の新たな支援を検討します。

#### ② ウクライナ避難民やコロナ禍による住宅困窮者への対応

ウクライナ避難民に県営住宅を無料で提供するほか、コロナ禍により住宅を失った方等を対象に家賃減免や入居要件を緩和します。

#### ③ 入居者の高齢化に対応した取組

自治会役員の担い手不足により共益費徴収が困難となっている団地において、家賃と共益費の一括徴収を新たに実施します。また、高齢者に寄り添った健康相談やフレイル予防教室、SNS活用やWi-Fi設置など、コミュニティの活性化に資する取組に対し支援を行います。

## II 魅力・挑戦

### 1 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

#### (1) 市街化調整区域における計画的なまちづくりの推進

円滑な土地利用を推進するため、特別指定区域制度等による弾力的な運用に取り組むとともに、令和5年度からは、産業団地等大規模な案件に迅速に対応するため、部局横断のプロジェクトチームの設置による市町支援や、空き家のUJIターン住宅やカフェ等への用途変更を可能とする許可基準の運用を開始し、地域活力の維持に資するまちづくりを推進します。

### 2 新たな価値を生む住まいづくり

#### (1) 兵庫県住生活基本計画の推進

「兵庫県住生活基本計画」（計画期間：R3～R12）の目標である、①安全で安心な住生活の実現、②いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現、③地域と地球の持続性を高める住生活の実現を達成するため、各種施策を推進するとともに、市町における住生活基本計画の策定を促進します。

また、人口減対策として子育て環境の充実を図るため、子育て世帯向けの新たな住宅施策を検討します。

#### (2) 空き家・古民家の活用

世帯数の減少により、今後一層空き家の増加が見込まれることから、住宅ストックの有効活用や地域の活性化を促進するため、「空き家活用支援事業」により空き家の改修に対し支援を行います。

また、優良な住宅ストックである古民家の再生を促進するため、「古民家再生促進支援事業」により、専門家を無料で派遣し、建物調査や再生

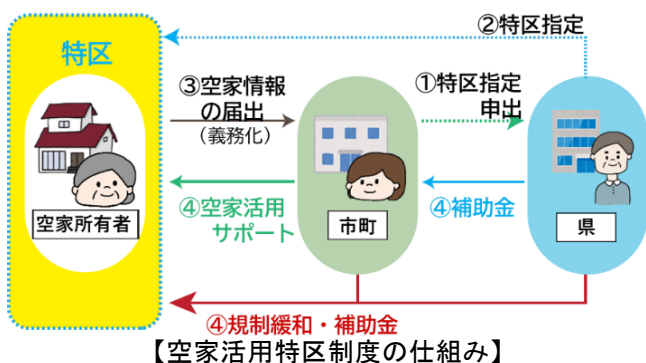


提案を行うほか、地域交流施設等の地域活性化のための再生（古民家改修費）に対し支援を行います。



【古民家改修 里山ホテルかねのね丹波（丹波市）】

さらに、令和4年度に創設した「空家活用特区制度」により、特区内において、「空家所有者からの届出情報を基にした空家活用サポート」、「活用に係る支援の補助率割増」、「市街化調整区域内の用途変更等に係る規制緩和」等を実施します。令和5年3月には、赤穂市坂越地区及び西脇市嶋地区の2地区について、初の特区指定を行いました。



【空家活用特区制度の仕組み】



【赤穂市坂越地区】



【西脇市嶋地区】

### Ⅲ 持続・循環

#### 1 住民主体の持続可能な地域経営

##### (1) オールドニュータウンの再生

明舞団地において住民主体のまちづくりを進めるため、「明舞団地まちづくり計画」に基づき、イベントの開催、学生シェアハウスの公募などの取組を実施します。

また、令和4年度には、オールドニュータウン内の商業施設等の空き区画への新規出店支援の対象団地を拡充しました。

#### 2 持続可能な住宅ストック等の形成

##### (1) マンション管理適正化等の推進

「兵庫県マンション管理適正化推進計画」（計画期間：R4～R13）に基づき、マンションの管理水準の維持向上を図るため、一定の基準を満たすマンション管理計画の認定やマンション管理組合役員の担い手不足の解消に向けた支援を行います。また、老朽化したマンションの建替に対して支援を行います。

##### (2) 住宅・建築物省エネ化の推進

構造や設備が長期間良好に使用できる長期優良住宅や都市部における省エネルギー性能が高い低炭素住宅・建築物を認定します。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）の改正により、令和7年度から新築住宅・建築物の省エネ基準への適合が義務化される一方で、大半が省エネ基準を満たしていない既存住宅・建築物の省エネ化を促進するため、令和5年度から「既存住宅・建築物省エネ促進事業」により、省エネ基準やZEH・ZEB 水準への改修等に対し支援を行います。

あわせて、県有施設では、太陽光発電設備の導入等による再生可能エネルギーの活用とLED照明器具の導入等による省エネルギー・省電力技術を組み合わせるなど、施設の環境負荷低減化をより一層推進します。

#### 3 自然環境の保全

##### (1) 太陽光発電施設等の設置の適正化

太陽光発電施設や風力発電施設と地域環境との調和を図り、良好な環境や安全な県民生活を確保するため、太陽光発電施設の設置等に関する基準や手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を誘導します。

あわせて、条例制定から5年以上が経過した



ことから、これまでの検証を行うとともに、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(FIT法)との連動や、盛土規制法との一体的運用等を検討します。

#### 4 県有施設の整備

「災害から暮らしを守る施設づくり」、「地球環境保全に資する施設づくり」、「人にやさしい施設づくり」、「県有施設の有効活用の推進」の方針に基づき、県民に親しまれ、安全・安心で地球環境保全に対応した県有施設の整備を推進します。

入札においては、公共工事の品質確保などを目的に、価格と技術提案を総合的に評価し、優れた案を提示した者を落札者として決定する「総合評価落札方式」を実施します。

また、「但馬地域新設特別支援学校(仮称)整備事業」の設計にあたっては、地域特性や地域におけるシビックプライドの醸成、周辺環境との調和や県が進めるSDGsの趣旨等を十分理解し、高い技術力や豊富な経験、若い感性を有する設計者の選定を目的として、公募によるプロポーザルを実施します。



【ひょうごはじまり館 (R4.9月竣工)】



【西宮総合医療センター(仮称)完成予想図】

※図は設計段階のものであり、今後変更される可能性があります。(工事期間：R4～R7)

#### ■令和5年度着手予定の主要営繕工事

##### 【設計】

- ・但馬地域新設特別支援学校(仮称)整備事業(豊岡市)
- ・東播磨地域新設特別支援学校(仮称)整備事業(加古川市)

##### 【工事】

- ・がんセンター建替整備事業(明石市)
- ・川西子ども家庭センター一時保護所(仮称)整備事業(川西市)

※工事・設計等の発注予定については「入札情報サービス」に掲載しています。

<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

フォロー・いいね！お願いします☆

○Twitter

ひょうごのまちづくり

@hyogo\_machi

[https://twitter.com/hyogo\\_machi](https://twitter.com/hyogo_machi)



○Twitter

ひょうごの景観ビューポイント150選

@Hyogoview150

<https://twitter.com/hyogoview150>



### Ⅲ お知らせ

#### ◎行事予定

##### 1 事業推進委員会

日時：令和5年8月10日（木）  
17：15～19：15  
場所：神戸 老房  
神戸市中央区下山手通 2-12-9  
内容：講演  
「トルコ大地震現地報告」  
TC 神鋼不動産 常任顧問  
出野上 聡 氏（当会副会長）  
懇親会

##### 2 月例会

日時：令和5年9月7日（木）  
13：00～15：00  
場所：神戸三宮東急 REI ホテル  
演題：「事業者の脱炭素経営」  
兵庫県環境創造協会常務理事  
小塩 浩司 氏

##### 3 月例会

日時：令和5年10月5日（木）  
12：00～14：00  
場所：神戸三宮東急 REI ホテル  
演題：「北播磨地域の魅力」  
兵庫県北播磨県民局長 守本 真一氏

##### 4 理事会

日時：令和5年10月5日（木）  
14：00～15：00  
場所：神戸三宮東急 REI ホテル  
内容：令和5年度事業執行状況  
令和6年度事業計画素案

##### 5 研修交流会

日時：令和5年10月19日（木）  
場所：城山カントリークラブ

##### 6 視察会（予定）

日時：令和5年11月  
13：00～15：00  
場所：武庫川女子大（旧甲子園ホテル）

\*日時等については協議中です。

\*来月会報は休刊です。

事務局	：	吉本義幸、石井滝実子
電話	：	078-996-2851
FAX	：	078-996-2852
Email	：	<a href="mailto:archit-k@axel.ocn.ne.jp">archit-k@axel.ocn.ne.jp</a>



安心をカタチに  
**兵庫県住宅再建 共済制度**  
**フェニックス共済**



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」

**今後、もしも！！**

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%!
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟!

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら  
 豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した  
 住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ!**

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

県内の住宅(借家含む)にお住まいの方に

<b>住宅再建共済</b>	<b>一部損壊特約</b>	<b>家財再建共済</b>
年額 <b>5,000円</b> で 再建、補修時等に <b>最大600万円</b> 給付! ※半壊(損害割合 20%) 以上	<b>プラス</b> 年額 <b>500円</b> で 補修時等に <b>25万円</b> 給付! ※損害割合10%以上20%未満	単独加入 年額 <b>1,500円</b> で 住宅とセット加入の場合 年額 <b>1,000円</b> で 購入・修復時に 最大 <b>50万円</b> 給付! ※床上浸水・半壊以上

※ 住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

**お問い合わせ**

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400** (平日9:00~17:00)  
 FAX: 078-362-4082

E-mail [jutakukyosai@pref.hyogo.lg.jp](mailto:jutakukyosai@pref.hyogo.lg.jp)

フェニックス共済 検索 **★加入申込書はダウンロードできます★**



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です!